

排水基準項目の大腸菌群数が大腸菌数に変わります！

令和7年4月1日から「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改定されます。

大腸菌群数日間平均3000個/cm³⇒大腸菌数日間平均800CFU/ml

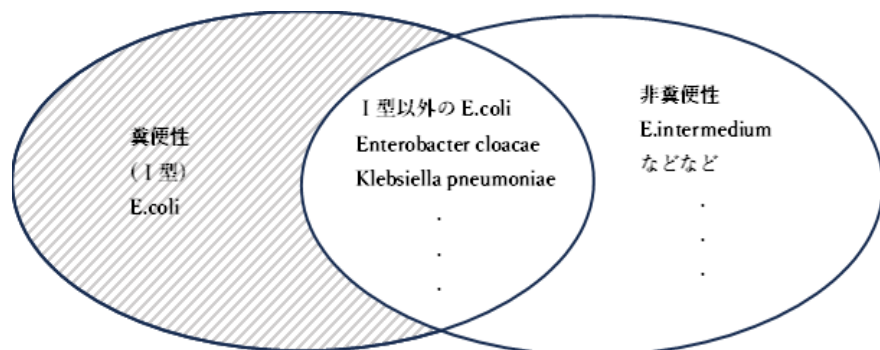
大腸菌群数と大腸菌数の違い

大腸菌群数： 糞便のみに存在する菌種の他に土壌や水中を生息場所としている菌種や非糞便性の菌種も検出される。

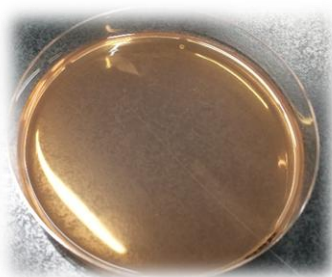
大腸菌数： 糞便のみに存在する菌種

改正後は、大腸菌群数の中の大腸菌数だけを分析します。

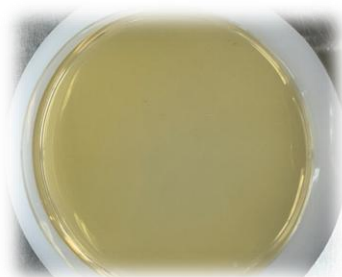
図の斜線部分のみが
検査の対象です！



なお、使用する培地も変更となるため、その培地や資材等の高騰により現状の金額維持が厳しい状況となりました。つきましては、大腸菌数分析の金額を上げさせていただく場合もございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。



(今まで)デソキシコレート培地



XMG寒天培地

施行令について

今回の大腸菌数への変更には以下の施行令が改正されたことが関係しています。

- ・水質汚濁防止法施行令
- ・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
- ・排水基準を定める省令
- ・下水道法施行令

⇒排出水、放流水、浄化槽、下水道施設等が対象となります。

また、放流水について「残留塩素を含む試料ではJIS K 8637に定めるチオ硫酸Naの粉末を試料100mlに対して20～30mlとなるよう入れて滅菌した容器を用いる」というところは変更がありません。

そのため、採水容器や採水方法は従来通りにお願いいたします。



参考:「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について
国土交通省「大腸菌数の検定方法について」

その他、気になる点ございましたらお気軽にお問い合わせください。

株式会社 科学技術開発センター

長野県長野市北長池字南長池境2058-3



TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012